令和元年度

愛知県行政書士会尾張支部定時総会資料

令和元年５月 11 日（土）

ホテルプラザ勝川

愛知県行政書士会尾張支部

令 和 元 年 度 定 時 総 会 次 第

愛 知 県 行 政 書 士 会 尾 張 支 部

第 1 部　　総　会

1.開会の辞

1.支部長挨拶

1.来賓挨拶

1.議長選出

1.議長挨拶

1.議事録署名人選出

1.報告事項

平成 30 年度会員状況･活動報告

1.審議事項

第 1 号議案　平成 30 年度決算報告･監査報告承認の件

第 2 号議案　令和元年度活動方針案承認の件

第 3 号議案　令和元年度予算案承認の件

第 4 号議案　役員改選の件

1.閉会の辞

第 2 部　　懇親会

報 告 事 項

【平成 30 年度会員状況報告】

（平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日　敬称略）

入会者	H30.4.2	小林　健太郎	春日井
	H30.5.1	竹田　和夫	春日井
	H30.5.1	宮田　和恭	小牧
	H30.5.1	鈴木　則孝	小牧
	H30.9.28	丹羽　一貴	（春日井　豊田支部から転入）
	H30.10.2	平野　悟史	春日井
	H30.10.2	兵頭　真紀子	小牧
	H30.11.15	岡本　寛之	（小牧　中央支部から転入）
	H30.12.1	神戸　研人	春日井
	H31.2.1	西原　公正	春日井
	H31.2.1	小田　淳二	小牧
	H31.3.1	安形　秀次	小牧
退会者	H30.5.28	瀧澤　秀樹	小牧
	H30.7.25	泉　保二	小牧
	H30.8.29	新美　とし子	春日井
	H31.1.31	鈴木　照久	春日井
	H31.2.25	森山　りさ	春日井
	H31.3.14	楠　隆	春日井

会員数　153名　（春日井市　96 名、小牧市　57名）

【平成30年度活動経過報告】　（ゴシック体・・・本会事業）

平成 30 年

4月13日	支部幹事会
4月17日	春日井市無料相談会 **理事会**
5月12日	平成30年度尾張支部定時総会 （ホテルプラザ勝川） 支部幹事会
5月10日	小牧市無料相談会
5月15日	春日井市無料相談会
5月31日	**愛知県行政書士会定時総会 （キャッスルプラザホテル）**
6月19日	春日井市無料相談会
7月11日	**理事会**
7月12日	小牧市無料相談会
7月17日	春日井市無料相談会
8月21日	春日井市無料相談会
8月29日	サマーミーティング（黒潮　20名参加）
9月13日	小牧市無料相談会
9月18日	春日井市無料相談会
9月25日	**理事会**
10月2日	広報月間無料相談会（春日井市役所） 春日井市役所、春日井警察署、春日井公証役場をPR訪問

10月4日　広報月間無料相談会（小牧市役所）
小牧市役所、小牧警察署、木津用水土地改良区をPR訪問

10月13日　支部研修旅行（長浜市　17名参加）

10月16日　春日井市無料相談会

11月8日　小牧市無料相談会

11月20日　春日井市無料相談会

11月26日　理事会

12月8日　【国際私法部研修会】第1回　研修会
「改正相続法のポイント」
講師　松永行政書士事務所　松永和範　先生

12月14日　支部忘年会（ホテルプラザ勝川）

12月18日　春日井市無料相談会

平成 31 年

1月10日　小牧市無料相談会

1月15日　春日井市無料相談会
理事会・新年賀詞交歓会（キャッスルプラザホテル）

1月23日　支部幹事会

2月19日　春日井市無料相談会

3月9日　【運輸交通部研修会】第1回　研修会
「自動車登録の基礎」
講師　行政書士法人きずな愛知　須崎俊行　先生

3月19日　春日井市無料相談会

3月26日　理事会

4月17日　　会計監査

4月30日　　支部幹事会

以上のとおり報告します。

第１号議案

平成30年度決算報告書

自　平成30年4月01日
至　平成31年3月31日

愛知県行政書士会
尾張支部

収入	総額	5,514,400
支出	総額	3,336,673
次年度繰越金		2,177,727

収入の部

単位円

費目	本年度予算額	本年度決算額	比較増	比較減	摘要
前年度繰越金	1,895,616	1,895,616			
支部会費(6,000円/年・人)	912,000	921,500	9,500		上期 456,000円 下期 465,500円
支部入会金(10,000円/人)	60,000	100,000	40,000		10名分
支部交付金(10,800円/年・人)	1,620,000	1,639,800	19,800		上期 821,700円 下期 818,100円
入会交付金(15,000円/人)	90,000	150,000	60,000		10名分
雑収入	350,000	807,484	457,484		本会より広報・研修助成金(393,000)、弔慰金(40,000)。旅行・サマーミーティング参加費(133,000)。総会祝金(3万),図柄ナンバー報酬(211,464)
合計	4,927,616	5,514,400	586,784	0	

支 出 の 部

費　　目	本年度予算額	本年度決算額	比較増	比較減	摘　　要
役員会費(未払金)	220,000	220,000			30年度役員会費(9名)未払金
総会費	700,000	583,268		116,732	ホテルプラザ勝川48名参加
忘年会費	400,000	396,000		4,000	ホテルプラザ勝川48名参加
研修旅行費	375,000	329,760		45,240	
部会活動補助費	450,000	310,000		140,000	建設環境部・国際私法部、運輸交通部、活動費用
慶弔費	200,000	81,720		118,280	
諸会費	100,000	105,000	5,000		春日井、小牧防犯協等
懇親会費	300,000	151,411		148,589	サマーミーティング
会議費	100,000	83,737		16,263	幹事会、執行部会等
事務通信交通費	150,000	114,067		35,933	電話料金他切手代等
印刷費及びHP費	100,000	0		100,000	通信交通費に含む
広告宣伝費	700,000	356,400		343,600	春日井、小牧くらしのニュースに掲載、小牧看板代他
相談会費用	350,000	266,648		83,352	無料相談会費用等
雑費	50,000	254,294	204,294		原稿料、図柄ナンバー報酬等
予備費	732,616	84,368		648,248	消耗品費、地代家賃、支払い手数料合計
(小　計)	4,927,616	3,336,673	209,294	1,800,237	
次年度繰越金		2,177,727	2,177,727		
合　　計	4,927,616	5,514,400	2,387,021	1,800,237	

以上の通り平成30年度決算報告をします。
平成31年　4月17日

内 山　克 典　　印

金 子　靖 子　　印

監査の結果、正確であることを認めます。
平成31年　4月17日

齊 藤　高 弘　　印

加 藤　敏 明　　印

貸 借 対 照 表

平成　　31 年　　3 月　　31 日　現在

愛知県行政書士会　尾張支部

（単位円）

資　産　の　部		負　債　の　部	
科　目		科　目	
[流動資産]		[流動負債]	
現　金	60,733	未　払　金	220,000
預　金	2,336,994	預　り　金	0
		計	220,000
		純　資　産　の　部	
		[資　産]	
		資　産	2,177,727
		計	
合　計	2,397,727	合　計	2,397,727

※ 預金内訳　　大垣共立銀行春日井支店
普通預金
口座番号　　1121958
2,336,994 円

第２号議案

【令和元年度活動方針（案）】

1、行政書士制度周知のための広報・相談活動を行う
・春日井市、小牧市での無料相談会の開催
・行政書士制度PRのための地域新聞等への広告掲載
・市役所等への行政書士制度拡充のためのPR訪問を行う
・常設無料相談会を継続し、地域社会に貢献とPRに努める
・ホームページを活用し、地域社会に行政書士制度をPRする

2、支部会員の知識向上のための研修会の開催
・支部会員の知識向上および職域拡大のため、研修会の充実を図る
・研修会開催に際し、他支部との連携を図る

3、官公署との連携強化により、円滑な業務遂行を図る
・市役所等の公的機関への広報活動
・法令規則等の改正等についての周知の依頼等
・無料相談会等を通じて関係強化を図る

4、会員相互間の親睦を図る
・研修会、親睦会、支部研修旅行等を通じ会員相互間の知識交換の場を設ける

5、本会事業への協力
・本会事業に参加することにより支部と本会との連携強化に努める

第3号 議 案

令和元年度予算（案）

自　平成31年4月01日
至　令和 2年3月31日

収入総額　5,300,727

支出総額　5,300,727

愛知県行政書士会
尾張支部

収 入 の 部

単位円

費　目	予　算　額	摘　要
前年度繰越金	2,177,727	
支 部 会 費	930,000	155名x6,000
支部入会金	60,000	入会予定者6名見込む
支部交付金	1,674,000	155名x10,800
入会交付金	90,000	入会予定者6名見込む
雑 収 入	369,000	上記に所属しない本会よりの補助金、預金利息他
計	5,300,727	

支 出 の 部

費　目	予　算　額	摘　要
役 員 会 費	220,000	30年度役員会費(9名)
総 会 費	700,000	人数未定
忘 年 会 費	400,000	人数未定
研 修 旅 行 費	450,000	30名x15,000
部会活動補助費	450,000	建設環境部･国際私法部会･運輸交通部会他
慶 弔 費	200,000	弔慰金･供花代
諸 会 費	100,000	防犯協会、交通安全協会、地区主祭協賛金
会 議 費	100,000	幹事会会場費等
事務通信交通費	250,000	電話料･FAX･文具･郵便料,HP管理費等
広 告 宣 伝 費	700,000	春日井小牧くらしのニュース掲載及び看板料
相 談 会 費	590,000	無料相談会等の費用
懇 親 会 費	300,000	サマーミーティング他
雑 費	50,000	上記以外の費用
予 備 費	790,727	次年度4,5月分の活動費を含む
計	5,300,727	

※　費目間の流用はこれを認める。

第 4 号 議 案

【役 員 改 選】

支部役員(案)

支部長	谷口　正信
副支部長 (総務担当)	鈴木　里佳
副支部長 (会計担当)	金子　靖子
幹事	打田　和彦
幹事	小川　弘美
監事	内山　克典
監事	松永　和範
相談役	西脇　義郎(第一回幹事会で決定し委嘱)

愛知県行政書士会尾張支部規則

（名称及び組織）

第１条　この支部は、愛知県行政書士会尾張支部（以下「支部」という）と称し、愛知県行政書士会会則（以下「会則」という）第５９条第２項別表に掲げる区域内に事務所を設置している会員（行政書士及び行政書士法人）をもって、組織する。

（用語）

第２条　この規則で本会とは、愛知県行政書士会をいう。

（目的）

第３条　支部は、会則第５９条（設置等）に定める目的及び支部の目的達成のため、必要な事業を行う。

（事務所）

第４条　支部の事務所は、その支部区域内に置く。

（支部会員名簿）

第５条　支部は、会員名簿の写しを編綴したものを支部会員名簿とし、これを備えなければならない。

２　本会から会員名簿の記載事項について変更の通知があったときは、支部会員名簿の記載事項を整理しなければならない。

３　所属会員が本会から登録の抹消等、会員としての資格を喪失する旨の通知を受けたときは、その者を支部会員名簿から除き、退会者名簿に編綴し保存しなければならない。

（支部役員）

第６条　会則第５９条（設置等）第３項の規定により、この支部に、次の役員を置く。

支部長	１人	幹　事	１０人以内
副支部長	２人以内	監　事	２人以内

２　監事は、他の役員を兼ねることができない。

（役員の選任）

第７条　役員は、支部総会において、所属支部の行政書士である会員（以下「個人会員」という）のうちから選任する。

２　役員の選任方法に関し必要な事項は、規約で定める。

（役員の任期）

第８条　会則第１８条（役員の任期）及び第１９条（役員の退任）に関する規定は、支部役員に準用する。この場合において、会則第１８条第１項中定時総会とあるのは定時支部総会と、会則第１９条中会員とあるのは支部会員と、総会とあるのは支部総会と読み替えるものとする。

（役員の職務）

第９条　支部長は、支部を代表し、支部の事務を総括する。

２　副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代理し、又は欠員となったときは、その職務を行なう。
３　幹事は、支部長の定めるところに従い、支部の事務を分掌する。
４　監事は、支部の資産並びに会計に関する監査を行なう。

（支部総会）
第１０条　支部長は、毎会計年度終了後２月以内に定時の支部総会を開催しなければならない。支部総会は、支部の個人会員をもって構成する。
２　支部長は、必要があると認めたときは臨時に支部総会を開催することができる。
３　会則第２３条（総会の招集）第２項及び第３項の規定は、支部総会に準用する。この場合、会長とあるのは支部長と読み替えるものとする。

（支部総会の議決事項と議事の方法）
第１１条　次に掲げる事項は、支部総会の議決を経なければならない。
一　予算の決定及び決算の承認に関する事項
二　支部規則の制定及び変更に関する事項
三　支部役員の選任及び解任に関する事項
２　会則第２４条（議事）及び第２５条（議長及び副議長）の規定は、支部総会に準用する。

（支部幹事会及び執行部会）
第１２条　支部長は、支部の業務執行上必要があると認めたときは、支部幹事会又は執行部会を開催することができる。
２　支部幹事会は、支部長、副支部長及び幹事をもって構成する。
３　執行部会は、支部長、副支部長をもって構成する。
４　会則第２７条（理事会）第４項から第９項までの規定は、支部幹事会に準用する。この場合、会長とあるのは支部長と読み替えるものとする。

（支部幹事会及び執行部会の審議事項）
第１３条　支部幹事会は、次の事項を審議する。
一　支部総会に付議する議案の審議に関する事項
二　会長から、諮問を受けた事項の審議に関する事項
三　規約の制定及び改廃に関する事項
２　執行部会は、支部運営の執行に関する事項を審議する。

（議事録）
第１４条　支部総会及び支部幹事会の議事については、議事録を作成し、議長並びに当該会議に出席した個人会員のうちから、議長が指名した個人会員はこれに署名、捺印しなければならない。

（支部の会計）
第１５条　支部の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。
２　支部の運営は、支部会費、支部交付金、寄付金その他の収入をもって行う。
３　支部会費は、入会費１０，０００円、年会費６，０００円とし、その納入時期、納入方法等については、規約で定める。
４　支部長は、支部の会計に関する帳簿を備え、常にその収支の状況を明らかにしておかな

ければならない。
５　支部の資産は、支部長が管理する。
６　支部役員、その他支部の運営に役務を提供した会員の旅費、実費弁償費等は、支部幹事会の定めるところによる。
７　弔慰金及び見舞金に関する事項は、規約で定める。

（会長への報告）
第１６条　支部長は、第１０条及び第１１条に規定する支部総会に関する事項、その他支部の行事を施行したときは、その結果を会長に通知、又は報告しなければならない。

（顧問及び相談役）
第１７条　支部に顧問及び相談役を置くことができる。
２　顧問及び相談役は、支部幹事会の議決を経て支部長が委嘱する。
３　顧問及び相談役は、支部幹事会に出席して意見を述べることができる。
４　顧問及び相談役の委嘱期間は、委嘱した支部長の任期と同一とする。

（会則の準用）
第１８条　この規則に定めないもので、支部運営に必要な事項は、会則の規定を準用することができる。

附　則
１　この準則は、昭和４６年１２月１日から施行する。
２　支部は、この準則（以下「新準則」という）施行の日から１月以内に新準則に適合するよう従前の支部規則を改正し、かつ新役員を選任しなければならない。
３　新準則第１５条に規定する支部の会計に関する事項は、昭和４７年４月１日から施行する。
附　則（昭和５８年３月１９日）
４　この準則は、愛知県行政書士会会則の一部を改正する会則の施行の日（昭和５８年４月１日）から施行する。
５　附　則［昭和６１年１月２８日　愛知県行政書士会会則の一部を改正する会則の整理に関する規則］
６　この規則は、昭和６１年４月１日から施行する。
附　則（昭和６１年７月２５日）
７　この規則は、公布の日（昭和６１年７月２５日）から施行する。
附　則（平成１１年１１月１９日）
８　この規則は、平成１１年１１月１９日から施行する。
９　この支部規則・附則は平成１３年５月２０日から施行する。
１０　平成１４年４月１３日第１５条３変更
附　則（平成１６年４月１６日）
１１　この規則は、愛知県行政書士会会則の一部を改正する会則の認可の日から適用し、平成１６年８月１日から施行する。
１２　この規則は、平成２０年５月１７日から施行する。
附　則（平成２８年３月１８日）
１３　この規則は、平成２８年５月１４日から施行する。

愛知県行政書士会尾張支部役員選任規約

第１条　愛知県行政書士会尾張支部規則（以下「規則」という。）第７条に基づき総会において選任する規則第６条に定める役員（以下「役員」という。）の選任方法は、この規約の定めるところによる。

第２条　支部長は、支部総会における選挙によって選任する。立候補者が１人のときは、信任投票によって選任する。

第３条　支部長立候補者は、支部会員５人の推薦を受けなければならない。

第４条　支部長立候補者は、愛知県行政書士会尾張支部長立候補届出書（様式第１）及びその他の役員の愛知県行政書士会尾張支部役員就任承諾書（様式第２）を２月末日までに監事に提出しなければならない。

第５条　支部長以外の役員は、支部長が指名する。

第６条　愛知県行政書士会の理事及び委員等は、支部長が推薦若しくは指名する。

附則　この規約は、平成２８年５月１４日から施行する。

愛知県行政書士会会則

目次

第１章　　総則（第１条－第４条）
第２章　　会員（第５条－第１４条）
第３章　　役員（第１５条－第１９条）
第４章　　会議（第２０条－第２８条）
第５章　　登録及び届出等の事務（第２９条－第３２条）
第６章　　会員の責務と品位保持（第３３条－第４１条）
第７章　　研修（第４２条－第４３条）
第８章　　資産及び会計（第４４条－第５０条）
第９章　　監察委員会（第５１条・第５２条）
第１０章　業務分掌（第５３条－第５８条）
第１０章の２　行政書士ＡＤＲセンター愛知（第５８条の２）
第１１章　支部（第５９条・第６０条）
第１２章　補則（第６１条－第６４条）
附則

第１章　総則

（名称）

第１条　会の名称は、愛知県行政書士会（以下「本会」という。）とする。

（目的）

第２条　本会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び研修に関する事務を行うことを目的とする。

（事業）

第２条の２　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

一　会員の指導及び連絡に関すること。

二　行政書士の登録及び行政書士法人の届出に係る事務の一部に関すること。

三　行政書士の業務に関する調査、研究及び統計に関すること。

四　行政書士の研修に関すること。

五　行政書士の業務に関する図書のあっせん及び頒布に関すること。

六　会報の編集及び発行に関すること。

七　行政書士法（昭和 26 年法律第４号。以下「法」という。）第４条第１項の規定に基づき指定試験機関が行う試験事務への協力に関すること。

八　裁判外における紛争の解決に関する調査及び研究並びに体制の整備に関すること。

九　行政に関する手続の円滑な実施に寄与するための官民からの業務受託に関すること。

十　会員による社会貢献活動のための支援に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第３条　本会は、行政書士の登録を受け本会の区域内に事務所を設置している行政書士及び行政書士法人をもって組織する。

（事務所の所在地）

第４条　本会は、事務所を名古屋市に置く。

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、次項各号に掲げる行政書士及び第３項に規定する行政書士法人とする。

２　行政書士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　本会の区域内に事務所を設置している行政書士

二　次項に規定する行政書士法人の事務所に所属する社員である行政書士

三　第一号に掲げる行政書士又は次項に規定する行政書士法人の使用人であり、勤務先である事務所を行政書士名簿に登録している行政書士

３　行政書士法人である会員（以下「法人会員」という。）は、本会の区域内に事務所を設置している行政書士法人をいう。

（行政書士の入会）

第６条　本会を経由して登録を受けた行政書士は、登録を受けた時に本会の個人会員となる。

２　本会の区域内に事務所の移転をした行政書士は、その移転があったときに、本会の個人会員となる。

３　前２項の規定により本会の個人会員となった行政書士は、直ちに入会金２５万円を、本会に納入しなければならない。

（行政書士法人の入会）

第７条　行政書士法人は、その主たる事務所若しくは従たる事務所を本会の区域内に登記した時、又は本会の区域外から移転し、その旨の登記をした時に本会の法人会員となる。

２　前項の規定により本会の法人会員となった行政書士法人は、直ちに入会金１２万５千円を、本会に納入しなければならない。

（職印）

第８条　会員は、第６条第１項若しくは第２項又は前条第１項の規定により本会の会員となった後、直ちに職印届を本会に提出しなければならない。

２　法人会員は、その事務所ごとに職印届を本会に提出しなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、職印に関し必要な事項は、規則で定める。

（会費）
第９条　会員は、本会の会費として月額6,000円を納入しなければならない。
２　会費の納入方法については、規則で定める。
（会員証）
第１０条　本会は、その会員に会員証を交付するものとする。
２　会員は、会員証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、本会に届け出て、その書換えを受けなければならない。
３　会員は、会員証を亡失し又は破損したときは、遅滞なく、本会に届け出て、その再交付を受けなければならない。
４　会員が、会員でなくなったときは、直ちに会員証を本会に返還しなければならない。
（個人会員の退会）
第１１条　法第７条第１項各号のいずれかに該当するに至った個人会員は、その時に本会を退会する。
２　法第７条第２項の規定により登録を抹消された個人会員は、登録を抹消された時に本会を退会する。
３　他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があったときに、本会を退会する。
（法人会員の退会）
第１２条　法人会員は、その事務所の移転又は廃止により本会の区域内に事務所を有しないこととなったときは、その旨を登記した時、又は解散した時に本会を退会する。
（廃業届）
第１３条　本会を退会しようとする会員は、廃業届正副２通を本会に提出しなければならない。
（財産、入会金等の返還請求制限）
第１４条　会員は、退会した場合であっても、本会の財産の分配又は既に納入した入会金、会費等の返還を請求することはできない。

第３章　役員

（役員）
第１５条　本会は、次の役員を置く。
一　会　　長　　１人
二　副 会 長　　５人以内
三　常務理事　　１０人以内
四　理　　事　　３０人以上５０人以内
五　監　　事　　２人以上３人以内
２　監事は、他の役員を兼ねることができない。

（役員の選任）
第１６条　役員は、総会において個人会員のうちから選任する。この場合において、理事のうち１７人は、第５９条第３項の支部長である者から選任するものとする。
２　役員の選任方法に関し必要な事項は、規則で定める。
（役員の職務及び権限）
第１７条　会長は、本会を代表し、その会務を総理する。
２　副会長は、会長があらかじめ定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。
３　常務理事は、理事会において会務を審議し、及び会長の定めるところにより、本会の常務を執行する。
４　理事は、理事会の構成員として、会務の執行に参画する。
５　監事は、資産及び会計並びに会務を監査する。
（役員の任期）
第１８条　役員の任期は、就任後第２回目の定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残任期間と同一とする。
３　役員が任期満了又は辞任により退任した場合において、役員の定数を欠くにいたったときは、その役員であった者は、後任の役員が選任されるまでの間、その職務を行う。
（役員の退任）
第１９条　役員は、会員でなくなったとき、又は総会において解任の議決があったときは、退任する。

第４章　会議

（会議の種類）
第２０条　本会の会議は、次のとおりとする。
一　総会
二　理事会
（総会）
第２１条　総会は、個人会員をもって構成する。
２　総会は、定時総会及び臨時総会とする。
３　定時総会は、毎会計年度終了後２月以内に開催する。
４　臨時総会は、会長が必要があると認めた場合又は第２３条第２項の規定による招集の請求があった場合に開催する。
（総会の議決事項）
第２２条　総会においては、次に掲げる事項を議決する。
一　会則の制定及び変更に関すること。
二　予算の決定及び決算の承認に関すること。

三　役員の選任及び解任に関すること。
四　重要な財産の取得及び処分並びに多額な債務の負担に関すること。
五　会費の臨時徴収その他理事会において総会に付議すべき旨を議決したこと。
（総会の招集）
第２３条　総会は、会長が招集する。
２　会長は、個人会員総数の５分の１以上の個人会員から会議に付議すべき事項を示して、臨時総会の招集の請求があったときは、１月以内に総会を招集しなければならない。
３　総会の招集は、その開催日の７日前までに、日時、場所及び付議すべき事項を書面をもって個人会員に通知しなければならない。
（議事）
第２４条　総会は、個人会員総数の４分の１以上の個人会員が出席しなければ会議を開くことができない。この場合において、第２６条第２項の規定により表決権の行使を委任した個人会員は、総会に出席したものとみなす。
２　総会の議事は、出席した個人会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　前項の規定にかかわらず、会則の制定及び変更並びに役員の解任については、出席した個人会員の３分の２以上の者の同意をもって議決しなければならない。
（議長及び副議長）
第２５条　総会の議長及び副議長は、出席した個人会員のうちから選任する。ただし、出席した個人会員に異議のないときは、指名推薦の方法により選任することができる。
２　議長は、個人会員として議決に加わる権利を有しない。
（表決権）
第２６条　個人会員は、総会において１人１票の表決権を有する。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない個人会員は、あらかじめ通知された事項について、他の個人会員にその表決権の行使を委任することができる。
（理事会）
第２７条　理事会は、会長、副会長、常務理事及び理事をもって構成する。
２　理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事会の構成員の３分の１以上の者の請求があったとき、開催する。
３　理事会においては、次に掲げる事項を議決する。
一　事業計画に関すること。
二　規則の制定及び改廃に関すること。
三　総会に付議すべき議案に関すること。
四　会員の処分に関すること。
五　前各号に掲げるもののほか、重要な業務の執行に関すること。
４　理事会は、会長が招集する。
５　第２３条第３項の規定は、理事会の招集について準用する。ただし緊急を要するときは、

この限りでない。

６　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

７　理事会は、その構成員の３分の２以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

８　理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

９　監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議事録）

第２８条　総会及び理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　総会の議事録には出席した個人会員のうち２人以上の者が議長及び副議長とともに、理事会の議事録には出席した構成員のうち２人以上の者が議長とともに、署名捺印しなければならない。

３　会員は議事録を閲覧し、又は謄写することができる。

第５章　登録及び届出等の事務

（登録に関する事務）

第２９条　本会は、法及び法に基づく命令並びに日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）の会則及び規則に基づき行政書士の登録に関する事務の一部を行う。

２　本会は、行政書士の登録に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところにより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

（法人の届出に関する事務）

第３０条　本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき行政書士法人の届出に関する事務の一部を行う。

２　本会は、行政書士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところにより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

（補助者の届出に関する事務）

第３０条の２　行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号)第５条第２項の規定による補助者の届出に関し必要な事項は、規則で定める。

（指定試験機関が行う試験事務への協力）

第３１条　本会は、法第４条第１項の規定により愛知県知事が指定試験機関に行わせることとした試験事務の施行に関する事務に協力するものとする。

（報酬の額に係る統計の作成等）

第３２条　法第１０条の２第２項の規定による報酬の額についての統計の作成及び公表に関し必要な事項は、規則で定める。

第６章　会員の責務と品位保持

（責務）

第３３条　会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則等を遵守し、誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

（品位保持）

第３４条　会員は、業務上必要な知識の修得及び実務の研さんに努力するとともに、絶えず人格の向上を図り、行政書士としての品位を保持しなければならない。

（名義貸等の禁止）

第３５条　会員は、自己の名義を貸与するような行為をしてはならない。

２　会員は、法人（行政書士法人を除く。）若しくは団体又は個人（行政書士を除く。）に雇用されて、法第１条の２及び法第１条の３に規定する業務を行ってはならない。

３　会員は、依頼を勧誘するため不正又は不当な行為をしてはならない。

（会員の処分）

第３６条　本会は、会員が法、法に基づく命令、行政書士法施行細則（昭和２６年愛知県規則第２９号。以下「愛知県規則」という。）その他愛知県知事（以下「知事」という。）の処分若しくは会則に違反したとき、又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、その会員に対し、必要な処分を行うことができる。

２　本会は、前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問してこれを決定しなければならない。

３　本会は、個人会員に廃業の勧告をしたとき及び法人会員に解散の勧告又は事務所の廃止の勧告をしたときは、事実を知事に報告し、必要があるときは知事に適宜措置をとるよう求めることができる。

（個人会員の処分）

第３７条　個人会員に対する処分は、次のとおりとする。

一　訓告

二　１年以内の会員の権利の停止

三　廃業の勧告

２　前項第二号の規定により停止すべき会員の権利は、次のとおりとする。

一　本会の役員又は委員に選任されること。

二　本会の会議及び研修会等に出席すること。

三　本会の事務所、施設等を使用すること。

四　本会から文書の送付を受け、並びに図書及び物品のあっせん及び頒布を受けること。

五　本会の福利厚生に関する規則に基づく金銭を受けること。

（法人会員の処分）

第３８条　法人会員に対する処分は、次のとおりとする。

一　訓告

二　１年以内の会員の権利の停止

三　本会の区域内に主たる事務所を設置している法人会員に対しては、解散の勧告又は従たる事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）

四　本会の区域内に従たる事務所のみを設置している法人会員に対しては、事務所の廃止の勧告（会員の権利の停止を含む。）

２　前項第二号から第四号までに掲げる処分により停止される会員の権利は、次のとおりとする。

一　本会の事務所、施設等を使用すること。

二　本会から文書の送付を受け、並びに図書及び物品のあっせん及び頒布を受けること。

３　第１項の規定は、法人会員を処分する場合において、当該行政書士法人の社員につき第３６条第１項に該当する事実があるときは、その社員である個人会員に対し、処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

（懲戒処分の届出）

第３９条　個人会員は、法第１４条の規定に基づき、戒告、業務の停止又は禁止の処分を受けたときは、遅滞なく本会にその旨を記載した届出書を提出しなければならない。

２　法人会員は、法第１４条の２の規定に基づき、戒告、業務の全部若しくは一部の停止又は解散の処分を受けたときは、遅滞なく本会にその旨を記載した届出書を提出しなければならない。

（会費滞納者に対する処分の手続）

第４０条　本会は、その事業年度において納付すべき会費を正当な理由なく６月以上の期間滞納している会員に対し第３７条第１項第三号又は第３８条第１項第三号若しくは第四号の処分をしようとするときは、その会員に対し、１月以上の期限を定めて、会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。

２　本会は、前項の規定による催告後定められた期限までに納入が行われない場合には、綱紀委員会を開催し、その者の会員として業務を継続して行う意思の有無を確認するものとする。

３　本会は、前項の規定による確認により、会員として業務を継続して行う意思がないと認められる者に対しては個人会員の廃業又は法人会員の解散若しくは従たる事務所の廃止の勧告を行い、その他の会員に対しては３月以上の期限を定めて会費を納入すべき旨の催告を行うものとする。

４　本会は、前項の規定による催告後定められた期限までに会費の納入が行われない場合には、会員として業務を継続して行う意思がないものとみなして、その者に対し、個人会員の廃業又は法人会員の解散若しくは従たる事務所の廃止の勧告を行うものとする。

（綱紀委員会）

第４１条　本会に、綱紀委員会を置く。

２　綱紀委員会の組織、運営その他綱紀委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第７章　研修

（研修）

第４２条　次条に定めるもののほか、個人会員は、本会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（新入会員基礎研修）

第４２条の２　法第１６条の５第１項の規定により個人会員となった者は、本会が行う新入会員基礎研修を受けなければならない。

（研修事業）

第４３条　本会は、個人会員の資質の向上を図るため、必要な研修を行う。

第８章　資産及び会計

（会計年度）

第４４条　本会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（経費）

第４５条　本会の経費は、会費、入会金、登録及び届出事務取扱交付金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

（予算）

第４６条　会長は、理事会の議決を経て、翌年度の予算案を作成し、定時総会に提出しなければならない。

２　会長は当該年度の予算が成立するまでの間は、前年度予算の範囲内において予算を執行することができる。

（予算外支出）

第４７条　会長は、支出予算については、各款項に定めるほかにこれを使用してはならない。ただし、予算の執行上の必要により、あらかじめ総会の議決を得た場合又は理事会の議決を得た場合は、この限りではない。

２　会長は、前項ただし書の規定により理事会の議決を得て支出したときは、その後に開かれる最初の総会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

（財産目録）

第４８条　会長は、本会の資産及び負債を明らかにするため、毎会計年度末現在における財産目録を作成しなければならない。

（決算報告書）

第４９条　会長は、毎会計年度終了後本会の収入及び支出の決算報告書を作成し、財産目録とともに監事に提出しなければならない。

２　監事は、前項の決算報告書及び財産目録を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。

３　会長は、定時総会に前項の決算報告書及び財産目録を提出し、その承認を受けなければならない。

（資産の管理）
第５０条　本会の資産は、会長が管理する。

第９章　監察委員会

（監察委員会）
第５１条　本会に、監察委員会（以下「委員会」という。）を置く。
２　委員会は、監察委員（以下「委員」という。）２０人以内をもって構成する。
３　委員は、支部長が推薦した個人会員のうちから会長が委嘱する。ただし、役員である者を委員に委嘱することはできない。
４　委員のうち１人を委員長とし、２人を副委員長とし、それぞれ会長がこれを指名する。
５　委員長は、委員会を代表する。
６　委員長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する副委員長がその職務を代理する。
７　第１８条（第２項を除く。）の規定は、委員の任期について準用する。
（委員会の職務）
第５２条　委員会は、会員の信用及び品位の保持に関する事項をつかさどる。
２　委員会は、会員又は会員以外の者が法、法に基づく命令、愛知県規則、知事の処分、会則等に違反したと認めたときは、その旨を書面で会長に報告しなければならない。
３　会長は、会員が法、法に基づく命令、愛知県規則、知事の処分、会則等に違反していると思料するときは、委員会にその調査を命じなければならない。
４　委員会は、前項の規定により調査を命ぜられたときは、その調査の結果を書面で、会長に報告しなければならない。
５　委員は、その職務執行にあたり、常に人権を尊重し、かつ、公平でなければならない。
６　監察業務の運営については、規則で定める。

第１０章　業務分掌

（業務分掌）
第５３条　本会に、その業務を分掌させるため、部を置く。
２　部の名称及び所掌業務その他本会の業務分掌に関し必要な事項は、規則で定める。
第５４条から第５６条まで　削除
（理事の担当事務）
第５７条　理事（支部長である理事を除く。）は、理事会の定めるところにより各部の事務をそれぞれ担当しなければならない。
（事務局）
第５８条　本会に、部の事務を補助させるため、事務局を置く。
２　事務局に、事務局長、事務局次長、主任その他必要な職員を置く。
３　事務局長に事故があるときは、事務局次長がその職務を代行する。
４　職員の配置は、会長が定める。

５　職員の就業及び給与に関する事項その他職員に関し必要な事項は、別に定める。

第１０章の２　行政書士ADRセンター愛知

（行政書士ADRセンター愛知）

第５８条の２　本会は、裁判外における紛争の解決に資するため、行政書士ADRセンター愛知を設置することができる。

２　行政書士ＡＤＲセンター愛知の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第１１章　支部

（設置等）

第５９条　本会の円滑な運営を図り、かつ、本会と会員との連絡を密にするため、支部を設ける。

２　支部の名称及び区域は、別表のとおりとする。

３　支部に、支部長その他の役員を置く。

４　支部長は、支部総会において、支部個人会員のうちから選任する。

５　支部長は、支部を代表し、支部の事務を総括する。

６　支部の組織及び運営については、支部規則準則に基づき各支部で定める。

（支部長会）

第６０条　支部長会は、支部長をもって構成し、本会と支部との連絡事務を行うほか、支部に関する事項を協議し、又は会長に建議することができる。

２　支部長会は、会長が必要と認めたとき、又は支部長の３分の１以上の者から請求があったとき、会長が招集する。

３　支部長会に、支部長会会長１人及び支部長会副会長２人を置く。

４　支部長会会長は、支部長のうちから互選し、支部長会の議長となる。

５　本会の役員（支部長である理事を除く。）は、支部長会に出席して意見を述べることができる。

第１２章　補則

（名誉会長、顧問及び相談役）

第６１条　本会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

２　名誉会長は、総会に諮って会長が委嘱する。

３　顧問及び相談役は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

４　名誉会長、顧問及び相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

５　名誉会長、顧問及び相談役の委嘱期間は、委嘱した会長の任期と同一とする。

（報告の義務）

第６２条　会員は、本会又は委員会から業務について報告を求められたときは、所定の期日

までにこれを行わなければならない。

２　報告は、定期と臨時の２種類とし、その手続は、規則で定める。

（書類の経由）

第６３条　会員が本会に対してする届出書その他の書類（行政書士の登録又は行政書士法人の届出に関する書類及び前条の規定による報告書を除く。）の提出は、会員の事務所の所在地を区域とする支部の支部長を経由しなければならない。

（委任）

第６４条　この会則に定めるもののほか、本会の業務の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この会則は、昭和４６年１２月１日から施行する。ただし、第５章の規定は、昭和４７年１２月１日から施行する。

（旧会則の廃止）

２　従前の愛知県行政書士会会則（以下「旧会則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

３　昭和４６年１２月１日から昭和４７年３月３１日までの間において会員が納入すべき会費については、第１１条の規定にかかわらず、旧会則第１２条の規定の例による。

４　昭和４６年１２月１日から昭和４７年３月３１日までの間における予算の執行については、旧会則の規定により定めた予算をこの会則の規定により定めた予算とみなす。

附　則（昭和４７年５月１３日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和４７年６月１日）から施行する。

附　則（昭和４８年５月２６日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和４８年８月１５日）から施行する。

附　則（昭和４９年５月２７日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和４９年６月２４日）から施行する。

附　則（昭和５０年８月２２日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和５０年１０月１５日）から施行する。

附　則（昭和５２年５月２１日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和５２年７月１日）から施行する。

附　則（昭和５３年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和５３年８月１日）から施行する。

附　則（昭和５４年５月２６日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和５４年６月２５日）から施行する。

附　則（昭和５５年８月２２日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和５５年９月１日）から施行する。

附　則（昭和５６年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和５６年６月１５日）から施行する。

附　則（昭和５８年３月１９日）（昭和５８年３月２９日認可）

１　この会則は、昭和５８年４月１日から施行する。

２　行政書士法の一部を改正する法律（昭和５８年法律第２号）附則第３項の規定により本会に入会届を提出して本会の会員なる場合の入会に関する会則の適用については、改正前の会則によるものとする。この場合において、第１０条中「５万円」とあるのは、「７万円」とする。

附　則（昭和５８年５月２８日）

（施行期日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和５８年６月１０日）から施行し、改正後の愛知県行政書士会会則第１２条第１項の規定は、昭和５８年４月１日から適用する。

附　則（昭和５９年５月２５日）（昭和５９年８月３日認可）

この会則は、昭和５９年１０月１日から施行する。

附　則（昭和６０年５月２４日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和６０年６月２１日）から施行する。

附　則（昭和６０年２月２１日）（昭和６１年３月１９日認可）

この会則は、昭和６１年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年５月２８日）

（施行期日）

この会則は、知事の認可を得た日（昭和６２年６月１５日）から施行し、改正後の愛知県行政書士会会則第１２条第１項の規定は、昭和６２年４月１日から適用する。

附　則（平成元年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成元年６月１５日）から施行する。

附　則（平成３年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成３年６月２０日）から施行し、改正後の愛知県行政書士会会則第１２条第１項の規定は、平成３年４月１日から適用する。

附　則（平成５年５月２８日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成５年６月２３日）から施行する。

附　則（平成７年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成７年６月２１日）から施行する。

附　則（平成８年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成８年６月２６日）から施行する。

附　則（平成９年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成９年６月１７日）から施行する。

附　則（平成１０年５月２９日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成１０年６月１９日）から施行し、改正後の愛知県行政書士会会則第１２条第１項の規定は、平成１０年６月１日から適用する。

附　則（平成１１年５月２８日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成１１年６月１５日）から施行する。

附　則（平成１２年５月２６日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成１２年６月２０日）から施行する。

附　則（平成１３年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成１３年７月６日）から施行する。

附　則（平成１５年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成１５年６月１８日）から施行する。

附　則（平成１６年５月２７日）

この会則は、平成１６年８月１日から施行する。

附　則（平成１７年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成１７年６月２２日）から施行する。

附　則（平成１８年５月３０日）

この会則は、平成１９年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、知事の認可を得た日（平成１８年６月２３日）から施行する。

附　則（平成１９年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成１９年６月２６日）から施行する。

附　則（平成２０年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成２０年７月２３日）から施行する。

附　則（平成２２年５月３１日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成２２年７月１４日）から施行する。

附　則（平成２３年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成２３年７月８日）から施行する。

附　則（平成２4年５月３０日）

この会則は、知事の認可を得た日（平成２4年７月２日）から施行する。

別表（第５９条関係）

名　称	区　　域
中央支部	名古屋市千種区、中区、名東区及び東区
西北支部	名古屋市北区及び西区、清須市、北名古屋市並びに西春日井郡豊山町
名古屋支部	名古屋市中村区、中川区及び港区
昭和支部	名古屋市昭和区及び天白区、日進市並びに愛知郡東郷町
名南支部	名古屋市瑞穂区、熱田区、南区及び緑区並びに豊明市
東名支部	名古屋市守山区、瀬戸市、尾張旭市及び長久手市
尾張支部	春日井市及び小牧市
尾北支部	犬山市、江南市、岩倉市及び丹羽郡
一宮支部	一宮市及び稲沢市
海部支部	津島市、愛西市、弥富市、あま市及び海部郡
知多支部	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡
岡崎支部	岡崎市及び額田郡幸田町
豊田支部	豊田市及びみよし市
西尾支部	西尾市
碧海支部	碧南市、高浜市、刈谷市、知立市及び安城市
新城支部	新城市及び北設楽郡
東三支部	豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市